

熊本市営駐車場条例の一部改正について

熊本市営駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市営駐車場条例（昭和 46 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 熊本市営熊本城二の丸駐車場、熊本市営熊本城三の丸第一駐車場、熊本市営熊本城宮内駐車場及び熊本市営熊本城三の丸第二駐車場の項供用日の欄中「12月28日」を「12月31日」に改め、同項供用時間の欄中「4月1日から10月31日」を「7月1日から8月31日」に、「午後6時30分」を「午後8時30分」に、「11月1日から翌年3月31日」を「9月1日から翌年6月30日」に、「午後5時30分」を「午後6時30分」に改め、同項の入庫できる時間の欄中「午後5時30分」を「午後7時30分」に、「午後4時30分」を「午後5時30分」に改め、同項の次に次のように加える。

熊本市営 熊本城桜 の馬場バ ス駐車場	1月1日か ら12月31 日まで	全供用日	午前0時か ら午後12 時まで	午前6時か ら午後11 時30分ま で	午前6時か ら午後11 時30分ま で
------------------------------	------------------------	------	-----------------------	------------------------------	------------------------------

別表第 1 熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場及び桜の馬場観光交流施設駐車場の項中「12月28日」を「12月31日」に改め、同項を同表桜の馬場観光交流施設駐車場の項とする。

別表第 2 の 1 の項の表中

「

700 円	200 円
200 円	100 円

」

を

「

1,200 円	400 円
400 円	200 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提出理由)

本市が設置する一部の路外駐車場の供用日及び供用時間の変更並びに使用料の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。